

日本脳炎に関する小委員会中間報告（概要）

1. 経緯

日本脳炎の予防接種については、平成17年にマウス脳による製法の日本脳炎ワクチン接種後に重症な健康被害を発生した事例があったことから、平成17年5月、厚生労働省は自治体に対し、積極的な勧奨を差し控えるよう求めた。

平成21年2月に新規の乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが薬事承認を受けたことから同年3月に「予防接種に関する検討会（厚生労働省健康局長私的検討会）」が開催され、当該ワクチンを定期の第1期予防接種に使用できるワクチンへ位置付けることが必要等とした「日本脳炎の予防接種の進め方に関する提言」（以下、「提言」）がとりまとめられている。

「提言」において、「今後、下記の項目について、検討を行うこと」とされていることから、日本脳炎に関する小委員会において検討を行った。

- ① 予防接種の積極的な勧奨の取扱い
- ② 予防接種の積極的な勧奨を差し控えたことにより接種機会を逃した者に対する対応
- ③ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを定期の第2期の予防接種として用いた場合の有効性・安全性等についての知見の集積

2. 検討の結果

小委員会としては、平成22年度の接種シーズンに向けた日本脳炎の予防接種の進め方について、以下のような中間報告をとりまとめた。

- (1) 第1期の定期予防接種については、予防接種実施要領に定める標準的な接種期間に該当する者^{※1)}に対して積極的な勧奨を行うこと。

※1) 関係法令等に基づく日本脳炎の定期接種の対象者と接種スケジュール

第1期 (3回)

- ・ 初回接種 (2回) : 生後6ヶ月以上90ヶ月未満 (標準として3歳)
- ・ 追加接種 (1回) : 初回接種後おおむね1年後 (標準として4歳)

第2期 (1回) : 9歳以上13歳未満 (標準として9歳)

- (2) 現時点では、平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への対応するために十分なワクチンの量が確保されているといえない状況にあると考える。従って、平成22年度の接種状況やワクチン供給状況等を勘案しつつ、第2期におけるワクチンの使用の可否が明確になった時点で改めて議論を行うこと。

なお、平成22年度の接種シーズンにあたり、接種機会を逃した者に対して、約180万本程度[※]のワクチンが使用可能と推定されることから以下のような対応を行うことについて検討すべきであること。
(※平成21年12月末現在)

- ア) 国は引き続き平成22年度の接種状況について迅速に把握するよう努めること。
- イ) 日本脳炎に罹患するリスクの高い地域等に関する情報や平成22年度の接種シーズンにおいては予定されているワクチン供給量では接種機会を逃した者に対して十分な接種の機会の提供は困難であること等について、国民に対し情報提供を行うこと。
- ウ) 市町村においては、保護者からの希望があった場合に、接種の機会確保するよう努めること。また、国は接種の機会を逃した者のうち、平成22年度に9～12歳となる者に対しても、接種の機会を提供できるよう、省令や通知による対応について検討すること。
- (3) 第2期の予防接種については、安全性・有効性のデータの集積結果を踏まえて、速やかに検討を行うこと。